令和3年度

長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の 評価に関する報告書

令 和 3 年 9 月 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

目 次

1	長崎市まち・	ひと・しこ	ごと創生	総合戦闘	各番議会 (こおける	評価(外部評	価)	 • 1
2	長崎市まち・	ひと・1	_ごと倉	刊生総合	戦略審調	議会委員	1名簿			 • 1
3	長崎市まち・	ひと・1	,ごと倉	削生総合	戦略に	おける旅	直策体	系 · · · ·		 . 3
4	評価について	<u> </u>								 • 4
5	評価にあたっ	っての視点	ī Ā							 • 4
6	評価基準 …									 . 5
7	長崎市まち・	ひと・1	,ごと倉	削生総合	戦略審調	議会の開	催状	况 · · · ·		 . 6
8	評価全般に対	けする意見	見等・・・							 • 7
基	各基本目標等 基本目標 1 紹 基本目標 2 子 基本目標 3 与 专定目標 交	経済を強く こどもをみ 「まちの刑	、し、親 ょんなて 彡」と	fしいひ で育てる 「まちを	との流れ 子育 [*] 支える [†]	れをつく てしやす しくみ」	る・・ いまっ をつ。	 ちをつ くる・・	・・・・ くる ・・・・	 · 15 · 20 · 25
< ¥	資 料>長崎市	ゔまち・て	トと・し	_ごと創	生総合	戦略審諱	· 会規!	訓 · · · ·		 • 32

1 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会における評価(外部評価)

(1) 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の設置目的

長崎市の総合戦略の策定や着実な実施、実施した施策・事業の効果を検証し、継続的な改善の推進(戦略の進行管理)にあたり、専門的立場や市民の立場からの意見を反映させることで、総合戦略の効果的かつ効率的な推進に取り組むことを目的に設置しているもの

(2) 評価について

長崎市が行った総合戦略の評価(内部評価)について、中立的・専門的観点から、評価結果や評価の手法その他評価全般について意見をいただくとともに、地方創生の実現及び人口減少の克服に関する、総合戦略における今後の施策の展開に対する新たな取組みの提案等を行い、報告書を取りまとめて市長へ提出する。

2 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿

S. S.) がな た 名	主な役職名等	備考
ではばし 石橋	かけし剛史	日本労働組合総連合会長崎県連合会長崎地域協議会 事務局次長	
ぉゕヾ 岡部	せいじ聖二	長崎市漁業協同組合長連絡協議会	
かたおか	テルミ	長崎市子ども会育成連合会専門委員	
くすもと楠本	美貴	公募市民	
でにし 小西	ゆうま祐馬	長崎大学教育学部准教授	
きばえ	やすひろ 康裕	一般社団法人長崎県建築士会長崎支部理事	
すぎの杉野	^{たかゆき} 隆行	長崎放送株式会社総務局長	
たなか田中	りょうじ 売司	長崎商工会議所青年部会長	
つつみ 堤	こうえ紅楽	公募市民	
なかの 中野	かずひで 一英	長崎県次世代情報産業クラスター協議会会長	

5. K		主な役職名等	備考
なるせ成瀬	ひろぶみ 博文	株式会社十八親和銀行地域振興部主任調査役	
はりま 播磨	久美	長崎労働局雇用環境・均等室長	
びらおか平岡	迭 透	長崎県立大学情報システム学部学部長	
がる世	ゆういち 雄一	公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会長崎支部副 支部長	
きちがみ 淵上	しんご	株式会社日本政策金融公庫長崎支店支店長	
まっもと松本	^{みっお} 光生	長崎市PTA連合会会長	
みぞうち	み ほこ 美保子	長崎市子育て支援ネットワーク連絡会	
きれる	っよし 豪	一般社団法人長崎市保育会理事	
がなき村木	しょういちろう 四一郎	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会会長	副会長
やまぐち山口	^{じゅんや} 純哉	長崎大学経済学部准教授	会長

(50 音順掲載)

3 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策体系

目標	具体的施策
基本目標 1 経済を強くし、新しいひとの流	(1)魅力ある仕事をつくる
れをつくる	(2) 新しい仕事へのチャレンジを応援する
	(3) 学び、暮らし、楽しむ魅力を高める
	(4)移住を促進する
	(5)関係人口を創出・拡大する
基本目標 2 子どもをみんなで育てる 子育	(1) 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる
てしやすいまちをつくる	(2)子育ての環境を充実する
	(3) 学校における教育環境を充実する
基本目標3 「まちの形」と「まちを支える	(1) 地域の力でまちづくりを進める
しくみ」をつくる	(2) コンパクトで暮らしやすいまちをつくる
	(3) 地域をネットワークでつなぐ
特定目標 交流の産業化	(1)顧客創造プロジェクト
文伽の産来に	(2) 価値創造プロジェクト
	(3) 交流を支える都市の基盤整備
	(4) 交流の産業化を進める体制づくり

4 評価について

令和3年度の長崎市の総合戦略の評価においては、令和2年度に実施された総合 戦略の3つの基本目標及び特定目標並びにそれらに位置付けられる15の具体的施策 すべてについて、市内部における評価を実施している。

本審議会においても、上記のすべてについて評価を実施したところであり、委員の 専門性を十分に反映させるとともに、総合戦略における施策の実施に対して、意見・ 提案を行った。

5 評価にあたっての視点

本審議会では、市が実施した基本目標等の評価結果と、市の総合戦略の評価全般の手法などについて、次の項目をポイントとして評価を行った。

(1) 市内部で行った評価に対する視点

- 評価結果が妥当であるか。
- 施策の進捗状況の認識やその理由が長崎市の現状や市民の感覚とかけ離れていないか。
- 数値目標、重要業績評価指標(KPI)はふさわしいものであったか。
- 市民にわかりやすく記載されているか。
- 今後の取組方針が課題を踏まえた的確なものとなっているか。
- 市内部の連携がとられているか。
- 長崎市が取り組むべきことで欠落しているものはないか。

(2) 評価の手法に対する視点

- 制度設計や運営状況等は適切か。
- 市民にわかりやすいものとなっているか。

(3) 政策に関する提案

今後の施策展開に関して、新たな取組みの提案はないか。

6 評価基準

		判断基準の考え方		基本目標等の達	成に対する評価	
		刊例基準の考え月	達成(a)	ほぼ達成(b)	一部達成(c)	未達成(d)
			Aa <u>数値目標を達成</u> しており、基本	Ab <u>数値目標を達成</u> しており、基本	Ac <u>数値目標を達成</u> したものの、基	Ad <u>数値目標を達成</u> したものの、基
	達成	基本目標等の令和2年度における目標	目標等を達成した	目標等をほぼ達成した	本目標等の達成は一部に留まる	本目標等は達成していない
	(A)	達成率がすべて 100%以上				
++-		・基本目標等の令和2年度における目	Ba <u>数値目標をほぼ達成</u> しており、	Bb <u>数値目標をほぼ達成</u> しており、	Bc <u>数値目標をほぼ達成</u> したもの	Bd <u>数値目標をほぼ達成</u> したもの
基本目標等	<u>ほぼ</u>	標達成率の過半数が 100%以上	基本目標等を達成した	基本目標等をほぼ達成した	の、基本目標等の達成は一部に留	の、基本目標等は達成していない
目標	達成	・または基本目標の令和2年度におけ			まる	
等の	(B)	る目標達成率すべてが高い水準(概ね				
数値		95%以上)にある				
			Ca <u>数値目標を一部達成</u> しており、	Cb <u>数値目標を一部達成</u> しており、	Cc <u>数値目標を一部達成</u> したもの	Cd <u>数値目標を一部達成</u> したもの
目標に	<u>一部</u>	基本目標等の令和2年度における目標	基本目標等を達成した	基本目標等をほぼ達成した	の、基本目標等の達成は一部に留	の、基本目標等は達成していない
お	<u>達成</u>	達成率 100%以上が半数以下で、達成			まる	
ける評価	(C)	率が低い(概ね 95%未満)ものもある				
一価						
			Da 数値目標を達成していないが、	Db <u>数値目標を達成していない</u> が、	Dc <u>数値目標を達成しておらず</u> 、基	Dd <u>数値目標を達成しておらず</u> 、基
	未達成	基本目標等の令和2年度における目標	基本目標等は達成した	基本目標等はほぼ達成した	本目標等の達成は一部に留まる	本目標等も達成していない
	(D)	達成率すべてが 100%未満で、達成率				
	(D)	が低いものもある(概ね 95%未満)				

※目標達成率の「過半数」の基準は、基本目標の数値目標が1つの場合は1、2つの場合は2、3つの場合は2、4つの場合は3とする。

7 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の開催状況

第1回総合戦略審議会

- 日時 令和3年7月8日(木) 16時30分~18時00分
- 場所 長崎市消防局 講堂
- 議題 ①会長・副会長選出
 - ②審議会について
 - ③長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
 - ④長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価について

第2回総合戦略審議会

- 開催方法 書面会議による開催
- ・ 議題 第1号議案 第2回長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を 書面会議とすることについて
 - 第2号議案 基本目標1の評価について
 - 第3号議案 基本目標2の評価について
 - 第4号議案 基本目標3の評価について
 - 第5号議案 特定目標の評価について

第3回総合戦略審議会

- 開催方法 書面会議による開催
- ・ 議題 第1号議案 第3回長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を 書面会議とすることについて

第2号議案 令和3年度長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の 評価に関する報告書案について 8 評価全般に対する意見等

長崎市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 27 (2045) 年には、現在よりも人口が約 10 万人、約 1/4 減少するとともに、人口構成においても、65 歳以上の老年人口 1 人を 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口 1.20 人で支える予測となっている。

このように、人口減少は、単に人口が減るということだけではなく、生産年齢人口の減少や高齢化の進展に伴い、人口構成が大きく変容し、労働力の不足、地域経済の縮小などの影響と併せて、社会保障など従来の仕組みが成り立っていかなくなることが重要な問題である。

このような中、このままの状況で推移した場合、令和 42 (2060) 年の人口が約 25~6 万人と推計されていることから、「長崎市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」において、人口減少に歯止めをかけ、将来の人口を約 31 万人と展望し、その実現を図るための「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し取組みを進めている。

現在、人口動態における自然動態の指標である合計特殊出生率は、平成 27 年に 1.47 と 40 年ぶりに国の数値を上回り、その後も国の数値は上回っているものの、平成 29 年の 1.50 を転換点として低下傾向に転じ、直近の令和元年には 1.41 となった。

合計特殊出生率の低下傾向が示すこととして、少子化が進行しており、現に出生数は平成30年に2,999人と3千人を下回り、令和2年には2,638人となっている。

死亡数は平成 28 年度以降、 $5,100\sim5,200$ 人台で横ばい推移しており、出生数と死亡数の差である自然動態は、出生数の減少を主因として、平成 27 年の \triangle 1,645 人から令和 2 年の \triangle 2,547 人まで一貫して悪化している。

一方、若年層の転出超過を要因とする社会動態の悪化(転出超過)については、総務省の住民基本台帳人口移動報告(令和3年1月)によると、2020年の日本人移動者は2,025人の転出超過となっており、2018年、2019年と2年続いた全国ワースト第1位を脱し、2019年の2,772人から大幅に改善した。

しかしながら、全国ワースト第2位と全国的に見て転出超過数が大きいことに変わりはなく、今後も段階的改善につなげていく必要がある。

総合戦略においては、3つの基本目標及び特定目標ごとに数値目標を掲げるとともに、 具体的施策ごとに重要業績評価指標(KPI)を設定しており、これらにより施策の成果・ 効果を客観的に検証し、必要に応じて改善を行う仕組み(PDCAサイクル)を構築し、 総合戦略の推進を図ることとしている。

本審議会は、まち・ひと・しごと創生を実施するうえで、産業界、教育機関、行政機関、金融機関、労働団体、メディア、士業、市民などの関係者の声を十分に反映させて実行していくことが肝要であることから設置されたものであり、この点を踏まえて、長崎市が行っている総合戦略の評価について、中立的・専門的観点から、評価結果や評価の手法、その他評価全般に係ることについて意見を述べるとともに、行政では気づかない部分を市民の目線で見て、長崎市に意見していくことで、客観性に基づいた総合戦略の評価の公正かつ円滑な運用と向上並びにオール長崎市で総合戦略を推進することについて重要な役割を

果たしている。

また、本審議会での意見を総合戦略に反映させるとともに、施策の進捗状況を適切に把握し、課題やその要因にも言及した内容を市民にわかりやすく示していくこと、意見を施策に反映できる仕組みを作ることなど、現在の総合戦略の評価手法の課題について考え、その評価を的確に施策へ反映させていくようなサイクルを確立していかなければならない。

さらに、総合戦略に掲げる目指すべき姿である「若い世代に選ばれる魅力的なまち」の 実現及び「人口の減り方を抑制する」、「人口が減っても暮らしやすいまちを実現する」、

「定住人口減少による消費縮小を補うため、交流人口を拡大する」という視点からの施策の展開に対するより効果的な取組みを提案していくことも重要な役割である。

以上のことを踏まえて、本審議会の総括的な意見を以下に述べる。

(1) PDCAサイクルの改善について

PDCAサイクル、特にC (Check) 部分が不十分・不明瞭であるため、基本目標等ごとの施策評価シート、委員との質疑応答のいずれにおいても、自ずとA (Action) 部分も不十分・不明瞭になっているものが散見された。

例えば、施策評価シートで「問題点とその要因」の欄が設けられていても、その要 因が十分に検討されていない場合は、今後の取組み方針の妥当性が判断できない。

また、「どこに課題があるのか把握しているのか」という問いに対しても、「今後審議会で意見をいただきながら施策を検討していく」といった不十分な回答が見受けられた。

このようなC (Check) では、いつ、どのような改善が施されるのかわからないままとなる。問題が何に起因するのか、検討に必要な情報や時間が十分でないなどの可能性も考えられるが、限られた情報の中で原因を類推して、施策を改善して実施することが、施策を担う者としての責務である。

加えて、施策推進のための手法と基本目標等の達成は必ずしも整合するものではないため、基本目標等の達成に向けて、施策のターゲットをどのような状態にしたいのか明確にしたうえで、PDCAサイクルを機能させていくことが肝要である。

(2) 重要業績評価指標の見直しについて

数値目標・重要業績評価指標KPIについて、一部見直しを要すると考えられる項目がみられた。

例えば、KPIの目標値を達成できない年度が継続しているもので、原因を解消するために調整を行うとされてきたものであっても、その状況が改善される兆しは見えなかった。

このように全く改善のみられないKPIそのもの、もしくはその水準が問題なのか、 検討して改善を図る必要がある。

また、事業者の支援数を目標値としているKPIについて、委員から新たなKPI の追加設定の提案がなされたことに対し、所管課はKPIの目標値を捕捉する手法を 十分に検討せず回答を行っていることは安直であるが、これ以上に重要なのは、支援 の件数という実績を成果と捉えて良いのかという問題である。

第2期の総合戦略策定にあたっても審議会で議論となったが、何にどれだけ取り組んだかという実績と、その結果としてどのような状況になったのかという成果とは指標の性格が異なることに留意して、再度検討する必要がある。

(3) 市民との対話について

総合戦略の目的や目標の達成に係る手段として最も重要なのが、産学官金労言士の協働である。そして、総合戦略に掲げられた施策の立案、実施や評価を進める協働を実現するためには、企業等の組織を含む市民と行政との十分な対話による相互理解が欠かせない。この度の評価においても、委員から分野を問わず対話を求める意見が提出されており、以下に代表的な意見を挙げておく。

- 総合戦略は、全体的に「若い世代」をターゲットとしていることから、「若い世代」に対するアピール方法は「若い世代」に聞くべきであり、意見聴取の機会を設ける必要がある。
- 情報収集については、施策立案にあたって市民が求めるニーズも様々であり、例えば、子育て分野であれば、働く母親と専業主婦とでは違う目線の課題があると考えられ、この他にも沢山の家族形態があるため、関係機関の連絡会議などを有効に利用したり、市民活動団体など支援者側の意見も聴くなど、幅広い情報収集を行うべきである。
- 情報発信については、基本目標等の分野に関わらず、審議会委員になって初めて市の施策を認識することがあったため、市民に対する周知が不足しているのではないかと考えられる。市民に届くような積極的な情報発信が必要であり、多くの関係者や地域と連携し、十分な情報共有のための体制を作っていただきたい。
- 情報発信にあたっては、放送やインターネット、SNSなど様々な媒体があるが、それぞれ得意分野に違いがあることを踏まえ、使い分けや組み合わせにより適切な媒体を用いる必要がある。

(4) デジタル化を活用した市民の利便性向上等について

コロナ禍によって、従来からのデジタル化の波が加速しており、総合戦略が有する あらゆる施策においても、新しい技術の活用が求められている。この度の評価におい ても、委員から分野を問わずデジタル化を推進する意見が提出されているため、市民 生活における利便性の向上、企業経営における価値の創出に関する意見を挙げておく。

○ コロナ禍を背景にデジタル社会の進展が加速しており、一例として、就業環境の変化(リモートワーク、ワーケーション等の活用推進)により地方移住への関心が高まっているなど、この好機を逃さない取組みが重要である。

そのためにも、デジタル社会におけるインフラの整備が求められ、公衆無線LANサービスの整備が徐々に進んでいることなどは評価できるが、活用方法を観光振興に留めずに、目指すべき姿である「若い世代に選ばれる魅力的なまち」に向け、住民サービス・防災などの観点からも自治体 Wi-Fi の整備を進めていただきたい。

また、LINEなどのSNSを利用して、若い母親や妊婦が「気軽に」育児相談等をできるようにするなど、デジタルツールの活用により市民の利便性向上につなげていただきたい。

○ 行政においても民間企業においても、情報技術の浸透が人々の生活をあらゆる 面でより良い方向に変化させる「デジタルトランスフォーメーション(以下「D X」という。)」への対応が迫られている。

市はDXを企業の生産性向上の手法の一つと考えて推進しているとのことであるが、DXは付加価値の向上を通して顧客の価値向上やその先の新たなサービス提供につながっていくものであり、単なる生産性の向上にとどまらず、企業の生存戦略に直結するものであると考えられる。

なお、DXの推進にあたっては、経営者がその必要性を理解しないと進まない ため、経営者に向けた施策が必要である。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響下での総合戦略の評価の結果と方法について

令和2年度の全期間にわたって、コロナ禍による地方自治体における施策の実施が 混乱したことは周知の通りである。「コロナ禍によって事業を進めることができなか った」などの説明が散見されるが、コロナ禍の一言で評価を済ますのではなく、もう 一歩踏み込んだ達成もしくは未達成の施策を個別に検証することが必要である。

今後、コロナ禍が長期化したり、コロナ禍によって価値観が変化したりする中では、 KPI等が未達成となった理由をコロナ禍に求めることは難しく、「できない理由」 に加えて「できる方法」を編み出すための機会として、自己評価や審議会の場を使う べきである。

そして、審議会における評価の方法にはコロナ禍を考慮したさらなる工夫が必要であると考えられ、リモート参加併用型の会議や書面会議による開催はデジタル社会への対応としても評価できる試みであったが、一方で、リモート参加者を交えた議論の活発化などには改善の余地がある。

また、書面会議による開催は、例年の所管課を交えた対面での会議に比べて、一つの事柄に対して深く掘り下げる議論が困難であることから、評価の判断にあたっては、数値目標や重要業績評価指標の達成率による判断の割合が大きくなったと考えられる。

さらに、この評価の判断に係る評価基準についても、例えば「Cb 数値目標を一部達成しており、基本目標をほぼ達成した」などは、「数値目標は低いのに、基本目標等は達成している」という矛盾を感じさせる表現となっているため、評価基準の表現についても検討が必要と考えられる。

以上、これらの点については、新しい暮らし方や働き方など、定量的には評価しづらい変化が求められる地方創生において克服すべき重要な課題である。

なお、審議会の開催前に委員から意見等の提出を行い、これらに対する回答を事前 に得たことは、審議会の会議時間に捉われず意見等を集めることができたという点、 また所管課からの回答の確認もできたという点で評価できる。 9 各基本目標等に対する意見等

(1) 総評

(ア) 基本目標1「経済を強くし、新しいひとの流れをつくる」

基本目標1全体を評価する数値目標の3項目中2項目が100%以上の目標達成率となっており、各施策の進捗を評価する重要業績評価指標24項目中、達成率100%以上のものが14項目と半数以上であること、各施策の取組状況を踏まえて、「Bb 数値目標をほぼ達成しており、基本目標をほぼ達成した」と評価

(イ) 基本目標2「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる」

基本目標2全体を評価する数値目標の3項目中1項目が100%以上の目標達成率となっており、各施策の進捗を評価する重要業績評価指標29項目中、達成率100%以上のものが17項目と半数以上であること、各施策の取組状況を踏まえて、「Cb 数値目標を一部達成しており、基本目標をほぼ達成した」と評価

(ウ) 基本目標3「「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる」

基本目標3全体を評価する数値目標の2項目すべてが100%以上の目標達成率となっており、各施策の進捗を評価する重要業績評価指標14項目中、達成率100%以上のものが8項目と半数以上であること、各施策の取組状況を踏まえて、「Ab 数値目標を達成しており、基本目標をほぼ達成した」と評価

(エ)特定目標「交流の産業化」

特定目標全体を評価する数値目標の2項目すべてが100%以上の目標達成率 となっており、各施策の進捗を評価する重要業績評価指標17項目中、達成率 100%

以上のものが4項目と半数以下であること、各施策の取組状況を踏まえて、<u>「Ac</u>数値目標を達成したものの、特定目標の達成は一部に留まる」と評価

(2) 数値目標達成状況総括表

		数値目標	進捗状況				
基本目標等		達成状況					
	総数	達成 (100%以上)	概ね達成 (95%以上)	未達成 (95%未満)			
基本目標 1	3	2	0	1			
経済を強くし、新しいひとの流れをつくる	3	66. 7%	0.0%	33. 3%			
基本目標2	0	1	0	2			
子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる	3	33.3%	0.0%	66. 7%			
基本目標 3	0	2	0	0			
「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる	2	100.0%	0.0%	0.0%			
特定目標	0	2	0	0			
交流の産業化	2	100.0%	0.0%	0.0%			
∧ ∋l.	10	7	0	3			
合計	10	70.0%	0.0%	30.0%			

(3) 重要業績評価指標(KPI) 達成状況総括表

		KPI進捗状況						
基本目標等			達成状況					
	総数	達成 (100%以上)	概ね達成 (95%以上)	未達成 (95%未満)				
基本目標 1	9.4	14	2	8				
経済を強くし、新しいひとの流れをつくる	24	58.3%	8. 3%	33. 3%				
基本目標 2	90	17	4	8				
子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる	29	58.6%	13.8%	27. 6%				
基本目標 3	1.4	8	3	3				
「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる	14	達成状況 達成 (100%以上) 概ね達成 (95%集上) 未達 (95%集上) 24 14 2 8 58.3% 8.3% 33.3 29 17 4 8 58.6% 13.8% 27.6 8 3 3 14 57.2% 21.4% 21.4 17 4 0 13 23.5% 0.0% 76.5 43 9 32	21.4%					
特定目標	1.7	4	0	13				
交流の産業化	17	23.5%	0.0%	76. 5%				
	0.4	43	9	32				
合 計	84	51. 2%	10. 7%	38. 1%				

基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる

部会長:産業雇用政策課長

具体的施策

- (1) 魅力ある仕事をつくる
- (2) 新しい仕事へのチャレンジを応援する
- (3) 学び、暮らし、楽しむ魅力を高める
- (4) 移住を促進する
- (5) 関係人口を創出・拡大する

ア 基本的方向

若い世代の転出超過に歯止めをかけるため、新たな産業の創出と育成や企業誘致、創業・スタートアップの促進、地元企業の雇用の強化などに取組み、将来に向けた安定的な雇用の確保・拡大の実現という視点から取組みを推進する。

また、特に若い世代に対し、長崎で学び、暮らし、楽しむ魅力を高め、情報発信を強化することで、多様な人材の還流と確保に取り組むとともに、移住希望者一人ひとりに対して、住まいなどの移住の受け皿に関するきめ細やかな支援を行うことで長崎への移住を促進し、併せて、関係人口の創出・拡大を図る。

特に「選ばれるまちになる」ため、「新産業の種を育てるプロジェクト」として、産学官金が連携しながら、新たな産業の創出を後押しすることにより、まちの経済の活力維持と働く場としての魅力向上を図る。

さらに、「長崎×若者プロジェクト」として、若い世代が「楽しむことができる場」と「チャレンジできる場」の創出や、「住みよかプロジェクト」として、住宅供給の観点から政策を立案し、各種施策を実施することで住みやすさの改善につなげる。

イ 基本目標の評価

Bb 数値目標をほぼ達成しており、基本目標をほぼ達成した

ウ 数値目標(「[↑]」は目標値を上回ることが望ましい指標、「[↑]」は目標値を下回ることが望ましい指標)

指標名	基準値 (時期)		区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
			目標値	4, 236	4, 312	4, 390	4, 469	4, 549
法人市民税法人税割を課税された法人数	4, 161 社 (元年度)	企	実績値	3, 954				
			達成率	93.3%				
	2,358 人		目標値	2,610	2, 910	3, 210	3, 510	3,810
企業誘致に伴う新規 雇用者数[累計]	(30年	企	実績値	2, 750				
/E/14 E 3/(E/(F))	度)		達成率	105.4%				
	200 人		目標値	200	200	200	200	200
移住者数	(30年	①	実績値	344				
	度)		達成率	172.0%				

エ 評価結果の妥当性

本審議会で検討した結果、評価結果については妥当であると判断する。

オ 審議会における評価に対する意見等

【全般】

- コロナ禍で事業活動等が停滞する環境下にあって、数値目標・KPIが概ね達成された点は評価できる。
- 事業や組織の性格や事業の構築に至る過程に係る言葉が散見されるが、「経済を強く し、新しいひとの流れをつくる」ために、どのような産業や事業を育てたいのか明確 にする必要がある。
- 産業分野別に経済情勢を把握し、分野ごとに課題を把握して施策を打てているのか という意見があった。

これに対し、市からは、令和3年度までの第4次経済成長戦略の中で、観光や企業誘致の部門では一定の成果も見られたが、地域全体としての経済浮揚や人口流出抑制までは至っていないと評価していること、第5次長崎市経済成長戦略の策定に向けて更なる地域経済動向分析を行っており、有識者から意見をいただきながら市の経済活性化に向けた施策の検討を行っていることの説明がなされた。

○ 長崎市の将来を考えると、新たな産業の創出と企業誘致などの経済活性化及び雇用 の創出は極めて重要であり、今後も有意義な取組みを様々に継続していただきたい。

【具体的施策(1) 魅力ある仕事をつくる】

○ KPI「市内大学卒業者の市内就職率」について、誘致企業に就職した学生は、長

崎市以外の地域で数か月から数年勤務した後に長崎市に戻ってくるケースも多いと考えられることから、誘致企業へ就職した大学卒業者も市内就職率に含めてもよいのではないかとの意見に対し、市から、市内就職率の指標設定の考え方や、市内就職者数の計上基準などの説明がなされ、また誘致企業への就職者数という観点では、今後その把握の必要性や手法等も含めて検討する旨の説明がなされた。

○ KPI「市内企業への新卒採用状況調査におけるUIJターン就職者数」の実績値が例年比低下していることについて、主な要因は、これまでUIJターン就職者を雇用していた事業者の状況が今回は把握できなかったということであるため、今後、状況を把握する方法を検討してはいかがか。

【具体的施策(2) 新しい仕事へのチャレンジを応援する】

○ 「創業サポート長崎」による支援は一定の効果を発揮しており、日本政策金融公庫による令和2年度創業前融資がコロナ禍にあって114件(前年比▲30.5%)と減少するなか、目標とする年間創業者数260者を達成したことは評価できる。

【具体的施策(3) 学び、暮らし、楽しむ魅力を高める】

○ 市内の駐車場のあり方について、小規模な駐車場が散在・増加していることから、 一定の規模以上の駐車場を整備するようにできないかとの意見に対し、駐車場の集約 化や適正な配置が必要であると考えており、長崎市駐車場整備計画の改訂作業におい てまちづくりと連携した駐車場施策の検討をしていくなどの説明がなされた。

【具体的施策(5) 関係人口を創出・拡大する】

○ 長崎市に興味・関心があり、何らかの形で長崎市に関わり、長崎市を応援してくれる関係人口は、最終的には移住から定住の方向へ進むことを期待したい。

カ 審議会における施策推進に向けた提案 【全般】

○ 市内企業の大卒求人数が、市内大卒者の就職希望者数を大きく下回っていることから、今後も仕事の量を増やす施策の必要がある。

また、雇用条件面についても、よりよい雇用条件を求めて市外に転出している状況もあることから、雇用条件の良い求人を行う企業を増やしていくためには、企業の経営力の強化が必要であり、そのために、経営者の意識改革と経営戦略の見直しが必要となる。

○ 今、中小企業は、経営戦略の見直しが必須の時代に入っており、経営戦略の見直し を支援する施策が必要ではないか。

- 今後に危機感を覚えている経営者は多いと思われ、経営者の意識改革と経営戦略の 見直しに取組むことは、DXの推進ともつながるものとなるのではないか。
- コロナ禍にあって多くの中小事業者が財務内容を悪化させている中で、事業者の再 生は長崎市の経済活性化にとって喫緊の課題であるため、積極的な支援が必要。

【具体的施策(1) 魅力ある仕事をつくる】

- 造船業に代わる新産業の創出・育成は容易ではないが、市の重要な構造的問題であ り、中長期的な取組みを継続していただきたい。
- コロナ禍にあって多くの中小事業者が財務内容を悪化させており、こうした事業者 の再生が喫緊の課題であり、疲弊した中小事業者がウィズコロナ・アフターコロナを 見据えた新事業展開を行う際の資金調達のハードルも上がっていると考えられ、補助 金等による支援は財源の許す限り積極的に行って欲しい。
- 市はDXを企業の生産性向上の手法の一つと考えて推進しているとのことであるが、 DXは付加価値の向上を通して顧客の価値向上やその先の新たなサービス提供につな がっていくものであり、単なる生産性の向上にとどまらず、企業の生存戦略に直結す るものであると考えられる。

新事業の創出も重要ではあるが、当面はDX推進の目標を、既存事業の付加価値向上に向けることから始めた方が取り組みやすいと思われる。

また、DX推進は経営者がその必要性を理解しないと進まないため、経営者に向けた施策が必要。

- KPI「「新産業の種」と成り得る大学及び誘致企業との間での新たな取組みの数」 について、直近の新規事業の創出支援において様々なプロジェクトが創出されている ことを踏まえ、目標設定を見直してはどうか。
- 市内企業のホームページは内容が充実していないものが多く、そもそもホームページを持たない企業も多いことから、これらの支援が必要ではないか。
- 学生の仕事への理解不足を感じるため、各キャリアセンターは学生への情報提供を 積極的に行い、仕事への理解を図る必要があるのではないか。
- コロナ禍における就業環境の変化(リモートワーク、ワーケーション等の活用推進) により地方移住への関心が高まっており、この好機を逃さない取組みが重要であり、

雇用・求職活動のあり方が変化するなかで、より効果的な取組みをいち早く実施する ことが必要ではないか。

【具体的施策(2) 新しい仕事へのチャレンジを応援する】

○ 移住者の移住前の経験やノウハウを移住後に活かせるよう、社内起業がしやすい機 運の醸成をしていただきたい。

なお、社内起業は、経営層が創造的人材を見つけ支援することが重要であり、社内 起業を促す雰囲気づくりも大事である。

○ 長崎かんぼこの認知度向上について、情報発信、PRへの工夫が必要ではないか。 また、水産練り製品の地産地消の推進として、行政機関・経済団体・金融機関・業 界団体などが連携し「長崎かんぼこ王国」の活動に取り組んでいるとのことだが、長 崎市内の飲食店においても、県外ブランドの水産練り製品を使用している店があるな ど、地産地消に温度差があるため、取り組みの横展開を進めてはいかがか。

【具体的施策(3) 学び、暮らし、楽しむ魅力を高める】

○ 若い世代の情報に対するニーズの欠如や情報の入手方法を十分に把握できていない という課題を解決するために、SNSを活用する取り組みは賛成であるが、SNSで 若い世代が検索を行うまでのきっかけ作りが重要であり、具体的施策が必要である。

基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる

部会長:子育て支援課長

具体的施策

- (1) 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる
- (2) 子育ての環境を充実する
- (3) 学校における教育環境を充実する

ア 基本的方向

少子化に歯止めをかけるため、引き続き、結婚・妊娠・出産の希望がかなう環境の実 現をめざす。

このため、結婚の希望をかなえるための出会いの場の創出、安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目ない支援の提供に取り組む。

また、これまでの子ども・子育て支援に加え、地域や商店街など、まち全体で子どもや子育てを応援してもらえる環境の整備に取り組むとともに、児童生徒が「確かな学力」を身につけることや安全・安心に学べる教育環境の整備を行い、子育て環境及び学校における教育環境の更なる充実を図ることにより、「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまち」をつくる。

特に「選ばれるまちになる」ため、「こども元気プロジェクト」として、子どもたちが 遊びながら成長できる場所や、子どもの遊び場と子育てに関する相談ができる場所をつ くることで、子育てしやすい環境の充実強化を図る。

イ 基本目標の評価

Cb 数値目標を一部達成しており、基本目標をほぼ達成した

ウ 数値目標(「☆」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標)

指標名	基準値 (時期)		区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
	42.1%		目標値	45.6	49. 0	52. 5	56. 0	60.0
子育てしやすいまち と思う割合	(元年	⇧	実績値	50.4				
C/E/) 1111	度)		達成率	110.5%				
			目標値	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
婚姻数[曆年]	1,872 件 (29 年)	①	実績値	1,727				
	(20)		達成率	90.9%				
			目標値	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040
出生数[暦年]	2,999 人 (30 年)	①	実績値	2, 638				
	(00)		達成率	86.8%				

[※] 婚姻数は、厚生労働省「人口動態調査」によるものとしているが、9月頃公表であるため、暫定的に 市の独自集計(届出地集計)による数を用いている。

エ 評価結果の妥当性

本審議会で検討した結果、評価結果については妥当であると判断する。

オ 審議会における評価に対する意見等

【全般】

○ 数値目標・KPIの未達成項目にはコロナ禍の影響を受けたと思われるものがあり、 やむを得ない面がある。

子育ての環境を充実する取組みについては、長崎市がきめ細やかな施策を実施していることが再確認でき、総じて評価できると考える。

- 子育てについては、切れ目のない支援等ができれば親は安心だと思う。 子育て支援において、地域の方に協力を求め、地域の力を活用していることを評価する。
- 子どもの貧困対策について、今後重要な社会問題になると思われるとの意見に対し、 市から、令和4年度に貧困対策を総合的に推進するための計画を策定予定であり、策 定に向けて本年 10 月に子どもや保護者の状況を把握するための調査を実施すること の説明がなされた。
- 基本目標の評価「C b 数値目標を一部達成しており、基本目標等をほぼ達成した」は、評価基準に照らした評価としては理解できるものの、一方で、数値目標「子育てしやすいまちと思う割合」(達成率 110.5%)の実績値は 50.4%であり、未だ半数の人々が「子育てしやすいまちと思っていない」など、感覚として納得しがたい面もあるので、現時点の評価は途中経過ということで、令和 6 年度を目指していくべきである。

【具体的施策(2) 子育ての環境を充実する】

- ファミリー・サポート・センターについて、「おねがい会員(利用希望者)」の申し出に対して、全て応じることができたのかとの意見に対し、市から、令和2年度に関しては、「おねがい会員(利用希望者)」と「まかせて会員(支援者)」のマッチングが出来なかったケースは無かったことの説明がなされた。
- ファミリー・サポート・センターのKPIについて、「延利用日数」ではなく「まかせて会員数(支援者)」の増加を目標にすれば、同時に認知度向上も図れるのではないかとの意見に対し、市からは、利用の実態に直接的に関連する「利用日数」を目標値として設定していることの説明がなされた。

なお、併せて、認知度向上についてはホームページなどの活用や地域の集まりにお

- ける制度説明などを実施し、周知の強化を図ることで、まかせて会員・おねがい会員 (利用希望者)ともに、会員数の増加に努めることの説明がなされた。
- ワークライフバランスの推進は、経営者、労務管理者、同僚の協力が必要不可欠であり、経営者層、労務管理者の意識改革が必要であると考える。

【具体的施策(3) 学校における教育環境を充実する】

○ 「郷土の歴史」が授業にあるかとの意見に対し、市から、小学校の社会科において、「のびゆく長崎」という副読本を使って学習しており、ド・ロ神父や永井博士など、 先人の働きや苦心についても学習していること、中学校の社会科において、「郷土 長崎」「ふるさと長崎県」という副読本を使って学習していることの説明がなされた。

カ 審議会における施策推進に向けた提案 【全般】

- 「子育てしやすいまち」に最も大切なことは、子育てをしている母親達のニーズを 把握することだと思われるため、母親達やその母親達を近くでサポートしている子育 て支援センターや子育て支援団体の声を聴き、どのように子育てしやすいまちづくり に繋げ実現していくかを専門分野の方々に考えていただきたい。
- 妊娠、子育て中の親が、コロナ禍の中で様々な不安を感じながら子育てしている状況も踏まえ、利用しやすい子育て支援制度となるようにしてほしい。
- 長崎市の子育て支援制度の充実している点について、知らない市民もいるため子育 て世代のみならず市民に対して積極的に届くように情報発信してほしい。

【具体的施策(1) 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる】

○ 市は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターの取組みを行っているとのことであるが、助けが必要な妊産婦や親子が、 子育て世代包括支援センターに行くことによって、支援に繋がる情報が得られ、課題 解決の手助けとなるワンストップ拠点として地域に定着させてほしい。

また、子育て世代包括支援センターの機能の充実を図ることで切れ目のない支援体制を強化するということであれば、安心して妊娠、出産、子育てができる地域づくりも子育て世代包括支援センターの役割だと思う。

支援にあたっては多くの関係機関や地域との連携が不可欠であり、十分な情報共有 のための体制を作っていただきたい。

○ 子育て世代包括支援センターにおける就労している母親への対応ついて、市は就労

している母親向けに、母子健康手帳の休日交付や、母子手帳交付時に電話がつながりやすい時間帯を確認するなどの対応を行っているとのことだが、就労している母親の全員とは連絡が取れていないという課題に対応するため、例えば、24 時間専門職員が対応するLINE相談ができれば、就労している若い母親や妊婦が「気軽に」相談でき、本当に必要な人に必要な支援と情報が届くようになるのではないか。

- 子育て世代包括支援センターの周知について、ホームページへの掲載や関係機関への説明、広報媒体を活用するなどの方法で周知を行っているとのことだが、これまでのやり方では周知が不足していることは明らかであり、行政も団体も協力しながら周知を行い、正確な情報を届けるようにするべきである。
- 長崎労働局が実施している中小企業を対象とする不妊治療関連助成金については、 市が実施している特定不妊治療費助成事業と関連があることから、制度の周知につい て連携してはどうか。

【具体的施策(2) 子育ての環境を充実する】

- 審議会委員になって初めて市の子育て支援施策が充実していることを認識したため、 市民に対し積極的な情報発信を行い、「若い世代に選ばれる魅力的なまち」であること をアピールしてほしい。
- 子育て支援のニーズについては働く母親と専業主婦とでは違う目線の課題があると 考えられ、この他にも沢山の家族形態があるため、関係機関の連絡会議などを有効に 利用したり、市民活動団体など支援者側の意見も聴くなど幅広い情報収集を行うべき である。
- 子育て世代包括支援センターについては、令和5年1月の市役所新庁舎への移転に 併せ、子育て世帯の相談や支援を一元的に行い、市民にわかりやすく利用しやすい子 育て世代包括支援センターとなるよう、センターのあり方や体制について検討を行っ ているとのことだが、子育て世代包括支援センターの機能も充実させ、また市民認知 度もあげてほしい。

また、妊娠、子育て中の親がコロナ禍で常に不安と隣合わせだと忘れないでほしい。

○ ファミリー・サポート・センターの窓口について、委託先を2つに分けて市内中心 部に2ヶ所設置しているが、保護者(利用希望者)が相談しやすい立地として、東西 南北に設置する方が利用しやすくなるのではないか。

また委託先を2つにしていることで運用が複雑になるので、1つにした方が効率的ではないのか。

例えば、子育て世代包括支援センター5ヶ所にファミリー・サポート・センターの 窓口を設置すれば手続きがしやすくなると考えるがいかがか。

○ 第2期総合戦略策定に係るアンケートでは、「子供が増えると思う子育て支援・対策」 の女性の回答の第3位に「産前産後休暇・育児休業取得後の復職保証(身分・給与・ 待遇など)」が挙がっており、実態に応じた施策を打つために、「妊娠前後で仕事の有 無に変化があったか」等の実態調査を行ってはいかがか。

基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる

部会長:都市経営室長

具体的施策

- (1) 地域の力でまちづくりを進める
- (2) コンパクトで暮らしやすいまちをつくる
- (3) 地域をネットワークでつなぐ

ア 基本的方向

人口が減少しても暮らしやすいまちを維持していくため、地域コミュニティの活性化やまちづくりの人材育成及び協働の推進等を図りながら、地域の力でまちづくりを進める。

また、高次な都市機能を維持・集積し、地区ごとの人口規模に見合った公共施設等の 見直しを行い、コンパクトで暮らしやすいまちをつくるとともに、中心部と周辺部が道 路や公共交通・情報などのネットワークでつながり、どこに住んでも暮らしやすいまち をめざす。

特に「選ばれるまちになる」ため、「まちをつなげるプロジェクト」として、公共交通ネットワークなど、中心部と周辺部をつなげる仕組みづくりに取り組むとともに、光回線の整備を促進することで、中心部から周辺部へ情報ネットワークを拡充する。

イ 基本目標の評価

Ab 数値目標を達成しており、基本目標をほぼ達成した

ウ 数値目標(「¹」は目標値を上回ることが望ましい指標、「²」は目標値を下回ることが望ましい指標)

指標名	基準値 (時期)		区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
76	76.8%		目標値	77.8	78. 3	78.8	79. 4	80.0
住みやすいと思う市 民の割合	(30年	企	実績値	78. 1				
	度)		達成率	100.4%				
自分が住んでいる地	70.5%		目標値	71.0	72. 0	73. 0	74. 0	75. 0
域に愛着を持ってい	(元年	仚	実績値	79. 9				
る市民の割合	度)		達成率	112.5%				

エ 評価結果の妥当性

本審議会で検討した結果、評価結果については妥当であると判断する。

オ 審議会における評価に対する意見等 【全般】

○ 斜面地の空き家の基本的な方向性を問う意見に対し、市からは、都市計画マスタープランに示す将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向けて、安全で暮らしやすい場所である居住誘導区域に居住を緩やかに誘導することを基本とするも、都心部の平坦地だけでは受け入れることができないため、斜面市街地も将来にわたって住宅の受け皿として機能させる必要があるとの説明がなされた。

【具体的施策(1) 地域の力でまちづくりを進める】

- 市民の長崎市に対する誇りや愛着、「シビックプライド」を高めることは非常に重要であり、人口減少を緩やかにするための要素となると考えるが、コロナ禍により集合形式でのイベントが開催できない状況もあるため、オンラインイベントや魅力を伝える情報発信の工夫が必要である。
- 自主防災組織結成組織率で評価している点は良いと考える。 特に、ささえあいマップづくりは、災害発生時や災害発生前の避難の呼びかけなど 地域の支えあいの仕組みやコミュニティの改善にもつながる。

【具体的施策(2) コンパクトで暮らしやすいまちをつくる】

- 空き家の多い斜面地での施策の考え方について、市から、斜面市街地再生事業で整備中の生活道路については、着実な進捗を図るとともに、老朽危険空き家の除却や車みち整備事業等の各種施策により、斜面市街地の防災性と居住環境の向上を図っていきたいとの説明がなされた。
- 地区ごとの状況に見合ったコンパクトな形に整備し、中心部と周辺部をつなぐネットワークを構築すべきとの意見について対して、市からは、将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」において、それぞれの地域に合った暮らしやすさを整えていくために、都市や地域の暮らしに必要な施設がまとまって確保された拠点と周辺の生活地区が公共交通や道路、情報などで結ばれた長崎市が目指す将来の「まちの形」について説明がなされた。

【具体的施策(3) 地域をネットワークでつなぐ】

○ 長崎市の公共交通徒歩圏人口カバー率は全国平均の約 55%に比べ高くなっており、 総合アクセシビリティも全国標準値を上回っている点は評価できる。

また、こうした交通網を持続するための「長崎市公共交通総合計画」の内容にも基本的には同意する。

○ 「ハブ&スポーク型運行」の推進は、利用者に費用負担を含む不便さを強いること につながるため、運賃の割引ではなく、乗り換えによる追加運賃をゼロとすることが 検討できないかとの意見に対し、市からは、事業者のシステム改修上の理由等から、 乗継運賃と直通運賃がほぼ同額となる割引を実施していることの説明がなされた。

カ 審議会における施策推進に向けた提案 【全般】

- 数値目標「自分が住んでいる地域に愛着を持っている市民の割合」については、既 に令和6年度目標値を上回っており、目標値の引上げを検討してもよいのではないか。
- 「暮らしやすいまち」「選ばれるまち」になるには住環境も大きな要因であり、市の 民営住宅家賃は九州内では最も高く、大阪・神戸などの大都市と同程度であり、また、 住環境の費用面が県内他市町へ転出した理由の大半となっており、住環境における金 額面の改善を検討すべきではないか。

【具体的施策(1) 地域の力でまちづくりを進める】

○ KPI「地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数」について、未達成となっているが、連絡協議会の分かりやすい成功例をアピールし、また市の支援も継続して「達成」に近づけていただきたい。

また、明確な成功例がない場合は、特定のモデル地域を作って重点的に整備を進めてはどうか。

○ 頻発する土砂災害等で、市民の防災意識も高まっていると思われるが、坂の多い街だけに危険地区は多くの箇所に見られることから、地域防災マップの周知・啓蒙に努めるとともに、専門家による見直し、点検を定期的に行うなどして的確な避難指示が実施できる基礎データの整備に努めていただきたい。

【具体的施策(3) 地域をネットワークでつなぐ】

○ 「長崎南北幹線道路」は予算確保等の問題もあるが、是非早期実現を目指して欲しい。

また、「車みち整備事業」は、高齢化の進展を背景に、坂の街長崎ならではの必要性が増しており、継続的に取り組んでいただきたい。

○ 県外者にとって長崎の路線バスの運行系統は大変分かりにくいものとなっている中、「ハブ&スポーク型運行」によって一層分かりにくくならないようにしていただきたい。

特定目標 交流の産業化

施策

- (1) 顧客創造プロジェクト
- (2) 価値創造プロジェクト
- (3) 交流を支える都市の基盤整備
- (4) 交流の産業化を進める体制づくり

ア 基本的方向

長崎市は、鎖国時代に唯一西洋に開かれた窓口として、特に人の交流によって栄えた都市であり、歴史、伝統、文化、自然や景観等の他の都市にない豊かな地域資源がある。これまで長崎市では、この地域資源を開拓し、磨き、そして活かすまちづくりを進めてきており、まちづくりの方向性がまさに地方創生の方向性と同じである。

部会長:観光政策課長

これまでの取組みにおいても、平成 30 年の観光消費額が過去最高額となるなどの成果を上げてきたところである。

引き続き、長崎市が誇る有形・無形の地域資源に磨きをかけ、情報を国内外に発信して「人」の交流を生み出し、質の高いサービスを提供するための創業や既存事業の拡充を図り、定住人口の減少に伴う消費縮小を補うことで、雇用創出と所得向上につなげていく。

その結果、市民が自らの個性や強みを活かせる新たなしごとを創出できる、選択できるまち長崎が実現することで地域資源が更に磨かれ、交流の拡充、ひいては定住の促進が図られるという好循環の確立をめざし、国内観光オンリーの「昭和の観光都市」から、インバウンドや MICE、スポーツ、文化などを加えた多くの訪問客を迎える「21世紀の交流都市」へ、民間の主体的な参画を促しながらレベルアップを図り、観光客と消費額の拡大を加速していく。

特に「選ばれるまちになる」ため、「まちMICEプロジェクト」として、MICE開催を契機として、まちの中に人を呼び込み、滞在時間と消費の拡大につなげ、MICE開催による効果をまち全体に波及させる。

イ 特定目標の評価

Ac 数値目標を達成したものの、特定目標の達成は一部に留まる

ウ 数値目標(「☆」は目標値を上回ることが望ましい指標、「Φ」は目標値を下回ることが望ましい指標)

指標名	基準値 (時期)		区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
			目標値	555	1, 426	1,627	1,724	1,815
観光消費額[暦年]	1,496 億円 (30 年)	企	実績値	654				
			達成率	117.8%				
			目標値	850	2, 183	2, 491	2, 641	2,779
経済波及効果[県内]	2,292 億円 (30 年)	企	実績値	未確定				
			達成率	(達成見込)				

[※] 経済波及効果は8月末頃確定予定であるが、過去の実績から経済波及効果は観光消費額の1.4~1.5 倍程度であるため、下記試算により、経済波及効果の目標を達成として計上している。

(経済波及効果試算値) R 2 観光消費額 654 億円 × 1.4 ≒ 915 億円

エ 評価結果の妥当性

本審議会で検討した結果、評価結果については妥当であると判断する。

オ 審議会における評価に対する意見等

【全般】

○ 数値目標・KPIの多くはコロナ禍の影響を大きく受けたものであり、令和2年度 の実績はやむを得ないと考える。

【具体的施策(1) 顧客創造プロジェクト】

○ 「放送事業者を実施主体とした番組制作」について、海外向けのプロモーションに ついては放送の影響力が最も大きく、相応しいものと考える。

インターネットの影響力は年々大きくなっているが、万能ではなく、メディアとして未発達であるがゆえに特異現象だけが取り上げられる傾向にある点を理解し、放送とインターネットの得意分野に違いがあることを踏まえておくことが必要である。

○ グリーンツーリズムの推進も効果があると思われるが、「ロケツーリズム」によるシティセールスは波及効果が大きく、本市の隠れた魅力を全国・全世界に知ってもらう機会の創出が期待できる。

【具体的施策(3) 交流を支える都市の基盤整備】

○ KPI「長崎駅周辺土地区画整理事業の進捗率」について、関係する機関との調整が大変であることは理解するが、都市計画事業として期間が公告されている事業の進捗率を目標値にするのではなく、例えば、事業の推進によって市民が感じる満足度など、他に数値が把握できる指標を設定した方が良いのではないかとの意見があった。

これに対し、市からは、本事業は長崎の玄関口にふさわしい都市拠点を形成するこ

と等を目的としており、本事業の進捗を図ることが、交流人口の受け入れ環境の強化 につながることから、本事業の進捗率を指標として管理していることの説明がなされ た。

○ KPI「歩行者の通行量」は、賑わいの程度を計る有効な指標だが、人流を抑えることが求められている今般のコロナ禍においてはふさわしくないのではないかとの意見に対し、市からは、中心市街地の活性化を図るためには、人を呼び込み、消費につなげていく必要があるところ、コロナ禍においては影響を受けるものの、感染状況が改善したコロナ後を見据え、感染防止対策を図りつつ、賑わいの再生を進めていくことを継続したいとの説明がなされた。

【具体的施策(4) 交流の産業化を進める体制づくり】

○ 宿泊税の導入をどのように「若い世代に選ばれる魅力的なまち」につながるのかとの意見に対し、市から、宿泊税は、訪問客に「選ばれる 21 世紀の交流都市」へのレベルアップを図るとともに、都市の魅力を高め、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充当すること、これらの施策により、多様な訪問客で賑わい、交流で事業者が潤い、ひいては市民が誇りを持ち住み続けたいと思うまちづくりにつながると考えていることの説明がなされた。

カ 審議会における施策推進に向けた提案 【全般】

- 近代化遺産や潜伏キリシタン関連遺産など、資産ごとに、ゆかりのある都市や国に対して P R し、効果的に人を呼び込むなど、世界遺産などの地域資源や歴史資産を有効に活用し、できるだけ多くの人の目にふれさせ、観光客の増加を図るべき取り組みをしてはどうか。
- 長崎市には魅力的な観光資源が沢山あるが、単発的に紹介している印象があるため、 複数の観光資源を効果的・効率的に廻ることができる観光コースを設定し、観光客等 の声を幅広く拾いながら常に改善し続けるべきである。

また、長崎市だけを目的地とした方のみターゲットとするのではなく、近隣県や近隣市と連携し、近代化遺産などテーマに沿った広域観光コースの中の、特色ある一都市としてPRするような考え方も必要。

【具体的施策(1) 顧客創造プロジェクト】

○ 「効果的・効率的な情報発信とプロモーション」について、総じて情報発信力が弱いのである。 い印象があり、本市の魅力をより積極的に発信してほしい。 ○ 公衆無線LANサービスの整備が徐々に進んでいることは評価するが、「Nagasaki City Wi-Fi」のアクセスポイントは、一部の有名観光地や路面電車沿線に限られており、長崎駅周辺にとどまらず一層の整備を進めていただきたい。

さらに、目指すべき姿である「若い世代に選ばれる魅力的なまち」に向け、観光振興のみならず、住民サービス・防災などの観点からも自治体 Wi-Fi の整備を進めることを検討していただきたい。

○ MICE施設「出島メッセ長崎」は、今後の長崎市における交流の中心となること から、利用想定人数を目標値に近づけるための情報収集と情報発信が重要であり、ま た地元の産業活性化のため、地元事業者が参入できる事業を展開していただきたい。

【具体的施策(2) 価値創造プロジェクト】

○ 市の自己評価においては、長崎市特産推奨品の PR 不足や「さしみシティ」のイメージ浸透不足、「出島ばらいろ」の観光客認知度不足など、広報・宣伝における問題が共通している。

「食」は長崎の強みであるため、問題を深掘りし、戦略や手法を見直すべきではないか。

【具体的施策(3) 交流を支える都市の基盤整備】

○ 市内では朝・夕の慢性的な渋滞が各地で発生し、イベント時は公共交通機関も予定 通りに運行できない状態であり、観光における交通網の整備も必要であることから、 高規格道路長崎南北幹線道路及び西彼杵道路は一刻も早い事業化が必要である。

また、長崎駅における交通結節機能の強化、拡充も遅延なく整備を進めてほしい。

長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則

平成27年7月17日 規則第82号 改正 平成27年9月30日規則第93号 平成28年3月31日規則第33号 平成29年3月23日規則第12号 令和元年5月31日規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例(昭和28年長崎市条例第42号)第3条の規定に基づき、長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 (以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。 (組織)

- 第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。
 - (1) 産業関係団体を代表する者
 - (2) 労働・雇用環境を所管する行政機関を代表する者
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) 金融機関を代表する者
 - (5) 労働関係団体を代表する者
 - (6) 報道関係団体を代表する者
 - (7) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
 - (8) 不動産関係団体を代表する者
 - (9) 市民
- 3 市長は、前項第9号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、 これを行うものとする。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第2項第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期

間とすることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第7条 会長は、審議が終わつたときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

- 第8条 審議会の庶務は、企画財政部長崎創生推進室において処理する。 (委任)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長 が審議会に諮つて定める。

附則

(略)